

姫路市地域見守りネットワーク事業（募集要領）

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るまちづくり」をめざし、行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者などを日常的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援をするため、地域見守りネットワーク事業を実施します。

1. 協力事業者募集開始時期

平成27年4月15日から

2. 募集する対象事業者

通常業務において定期的な訪問活動等を行い、訪問先宅の異変を発見することが可能な事業者、また、通常業務にける営業活動時のルート上において、市民等の異変を発見することが可能な事業者で、この活動の趣旨書（別紙1）に賛同していただける事業者を対象とします。

3. 見守りの対象者

見守り対象者は、市内在住で、主に一人暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯などです。

4. 協力事業者の登録について

この活動に協力する意思がある事業者は、姫路市地域見守りネットワーク協力事業者登録申請書（別紙2）を記載して、市へ持参にて提出してください。

なお、市はその内容を審査し適当と認めるときは、当該事業者を協力事業者とし、登録証をお渡しします。

※登録申請書の内容について、市から確認させていただくことがあります。

5. 協力事業者の取り組む業務等

(1) 活動趣旨の周知と報告

協力事業者は、この活動の趣旨を従業員等に周知していただき、従業員が配達等の日常業務において、高齢者世帯等に関して異常を感じた場合など通報基準（別紙3）により、事業者担当者から、総合福祉会館へ直接報告（情報提供）していただきます。

特に緊急を要する場合は、警察や消防等に直接通報していただきます。

(2) 市（総合福祉会館）への報告の方法

協力事業者は、原則としてFAXにて報告をお願いします。なお、FAXは市の定める様式、各事業者などが独自に作成した様式どちらでも使用可能です。

6. 市が取り組む業務

- (1) この活動に関する普及、啓発、この活動の実施に関する協力事業者との連絡調整
- (2) 協力事業者の登録及び名称の公表
- (3) 協力事業者に対する活動の説明、また、協力事業者からの連絡への対応
なお、高齢者等の対象者の事後対応につきましては、協力事業者には報告いたしません。
- (4) その他、この活動の実施に付随する業務

7. 免責

協力事業者は、連絡の有無により対象者に不利益が生じた場合、責任を負いません。

8. 個人情報の保護

協力事業者は、活動の実施にあたり知り得た個人情報を、活動の実施中又は終了後においても適切に管理し、第三者への提供又は活動以外の目的に使用してはいけません。

9. 禁止事項

協力事業者は、この取り組み活動を販売促進等への目的に使用してはいけません。また、この活動を通じて、宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を行ってはいけません。

10. 協定の解除

上記8、9に反する事例があった場合、事業者の倒産等があった場合及び姫路市暴力団排除条例に違反する行為が判明した場合、市は事業者を登録リストから除外します。

11. その他

この要領に定めるもののほか、この活動の実施について疑義が生じたときは、その都度、市と協力事業者で協議のうえ、決定することとします。